

## 指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：令和5年7月18日

評価者：民間活用事業者選定評価委員会  
指定管理高齢者施設部会（2）

### 1. 業務概要

施設名	川崎市第1グループ老人いこいの家
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
業務の概要	<p>1 老人いこいの家の運営等に関する業務</p> <p>(1) 教養の向上及びレクリエーション活動に関する事業の実施</p> <p>(2) 利用者の自主活動に対する活動の場の提供</p> <p>(3) 入浴事業</p> <p>(4) 川崎市及び川崎市から事業を委託された団体が実施する事業への場の提供</p> <p>(5) 運営委員会の設置・運営に関する業務</p> <p>2 利用の許可に関する業務</p> <p>3 老人いこいの家の利用等の報告に関する業務</p> <p>4 施設等の維持管理に関する業務</p>
指定管理者	<p>名称：社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会</p> <p>代表者：会長 浮岳 堯仁</p> <p>住所：川崎市中原区上小田中六丁目22番5号</p> <p>電話：044-739-8710</p>
所管課	健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課（内線：32531）

### 2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に必要な量及び質のサービスを提供できたか。	<p>高齢者に対し健全ないこいの場を提供し、高齢者の心身の健康増進を図るといこいの家の目的を踏まえ、利用者満足度調査や意見箱の設置等を通じて、利用者ニーズを把握し、施設の管理・運営に反映させるなど、適切にサービスを提供するとともに、魅力ある施設づくりに努めた。</p> <p>また、多種多様な講座の開催や、サークル活動の広報にも力を入れ、新規利用者の確保に努めた。</p>
2	当初の事業目的を達成することができたか。	<p>教養講座や行事の実施においては、事業計画に則って実施するとともに、利用者のニーズなどを踏まえ、さらに指定管理者が創意工夫を加え、企画・実施することで、いきがづくり・交流の場として、適切なサービスを提供することができた。</p> <p>また、地域に根ざした施設として、地域性に応じた事業運営に努め、介護予防拠点として、地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、虚弱な高齢者の介護予防に取り組み、地域福祉活動の拠点として、合築のこども文化センターの子どもたちとの交流など、地域交流・世代間交流を図った。</p>
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	<p>利用者の入館時や職員の館内巡回時における利用者とのコミュニケーション等を通じ、心身の状況が日常と変わりないか確認し、利用者の健康管理に配慮した。</p> <p>また、安全管理の一環として、安全対応マニュアルや防災計画を作成し、定期的に防災訓練を実施するとともに、利用者の緊急連絡先カードを作成するなど、利用者の安全・安心な利用に資する取組を実施した。</p> <p>なお、施設の管理運営に関しては、毎年度事業報告書を提出させ、当該報告書の内容について評価を実施することで、安全・安心の面で問題がないことを確認した。</p>
4	更なるサービス向上のために、どういった課題や改善策があるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後とも、いきがづくり・介護予防・地域交流の拠点として、地域の特性を活かしながら利用者の幅広いニーズに対応し、一層のサービス向上に努めること。</li> <li>・コロナ禍以前の水準への利用者数の回復及び新規利用者の確保のため、魅力ある講座の実施や広報活動を積極的に展開すること。</li> <li>・入浴事業を行っているいこいの家については、入浴利用者の健康状態の把握について、利用中又は利用後の急な体調変化等が想定されることから、引き続き積極的な声掛けを行い、より早期に把握できるよう努めること。</li> <li>・利用者が意見・要望を言いやすい環境をつくり、利用者ニーズを把握し、事業へ反映できるよう努めること。</li> <li>・こども文化センターを中心とする関係機関等と多世代交流事業を含む地域交流事業を積極的に行うこと。</li> </ul>

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果																																																						
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	指定管理者と適宜連絡を取り、管理運営状況を把握するとともに、必要に応じて会議等を実施することで、運営上の課題等についても共有を図っている。また、毎年度終了後に、事業報告書の提出を受け、実地調査やヒアリングを行うことで、適切な事業評価を行っている。																																																						
2	制度活用による効果はあったか。	<p>(サービス向上)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数は前指定管理期間から減少となったものの、介護予防に資する新規事業や近隣保育園等との地域交流事業など、高齢者の通いの場、地域活動の拠点としての役割は果たされており、指定管理者制度の活用の効果はあったものと考えられる。</p> <p>(経費の節減)</p> <p>令和3年度までは収支がマイナスとなっておらず、令和4年度の収支マイナスについては、年金法の改正に対応した法定福利費の負担増及び作業報酬下限額の増に伴い、職員の人件費が増額したことによるものであり、妥当な決算額であるものとする。</p> <p><b>利用者数</b></p> <table border="1" data-bbox="502 734 1533 837"> <thead> <tr> <th></th> <th>前指定期間平均</th> <th>R1 年度</th> <th>R2 年度</th> <th>R3 年度</th> <th>R4 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数</td> <td>108,346 人</td> <td>105,777 人</td> <td>43,311 人</td> <td>61,096 人</td> <td>67,855 人</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>地域交流事業</b></p> <table border="1" data-bbox="502 913 1533 1066"> <thead> <tr> <th></th> <th>前指定期間平均</th> <th>R1 年度</th> <th>R2 年度</th> <th>R3 年度</th> <th>R4 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td> <td></td> <td>30 回</td> <td>26 回</td> <td>33 回</td> <td>50 回</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td></td> <td>2,232 人</td> <td>2,334 人</td> <td>2,358 人</td> <td>2,913 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和2年度は緊急事態宣言等のため、4月11日から5月31日まで休館。</p> <p><b>経費 (単位: 円)</b></p> <table border="1" data-bbox="502 1173 1533 1370"> <thead> <tr> <th></th> <th>前指定期間平均</th> <th>R1 年度</th> <th>R2 年度</th> <th>R3 年度</th> <th>R4 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入額</td> <td>57,626,342</td> <td>57,070,218</td> <td>57,519,472</td> <td>57,539,022</td> <td>60,526,421</td> </tr> <tr> <td>支出額</td> <td>54,076,834</td> <td>54,117,093</td> <td>56,427,451</td> <td>55,045,895</td> <td>62,190,401</td> </tr> <tr> <td>収支額</td> <td>3,549,508</td> <td>2,953,125</td> <td>1,092,021</td> <td>2,493,127</td> <td>-1,663,980</td> </tr> </tbody> </table>		前指定期間平均	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	利用者数	108,346 人	105,777 人	43,311 人	61,096 人	67,855 人		前指定期間平均	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	実施回数		30 回	26 回	33 回	50 回	参加者数		2,232 人	2,334 人	2,358 人	2,913 人		前指定期間平均	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	収入額	57,626,342	57,070,218	57,519,472	57,539,022	60,526,421	支出額	54,076,834	54,117,093	56,427,451	55,045,895	62,190,401	収支額	3,549,508	2,953,125	1,092,021	2,493,127	-1,663,980
	前指定期間平均	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度																																																			
利用者数	108,346 人	105,777 人	43,311 人	61,096 人	67,855 人																																																			
	前指定期間平均	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度																																																			
実施回数		30 回	26 回	33 回	50 回																																																			
参加者数		2,232 人	2,334 人	2,358 人	2,913 人																																																			
	前指定期間平均	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度																																																			
収入額	57,626,342	57,070,218	57,519,472	57,539,022	60,526,421																																																			
支出額	54,076,834	54,117,093	56,427,451	55,045,895	62,190,401																																																			
収支額	3,549,508	2,953,125	1,092,021	2,493,127	-1,663,980																																																			
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	<p>高齢化の進展や社会状況の変化に対応し、高齢者の通いの場や介護予防機能といった施設の役割を果たすため、時代に合わせた事業実施手法や新規利用者の獲得手法等について検討する必要がある。また、多世代交流を含む地域交流事業の実施などにより、より多くの地域住民に活用されるようにするとともに、潜在的な要望等について留意し、引き続き利用者ニーズの把握にも努めていく必要がある。</p> <p>エネルギー価格等の物価高騰及び作業報酬下限額の上昇による運営への影響が大きく、今後も物価・人件費等の上昇が見込まれることから、次期指定管理期間においては、それを踏まえての予算措置を検討する必要がある。また、社会のデジタル化の進展に対応する、パソコン・スマートフォン・各種アプリケーションに関する講座の開催及び職員の IT スキル向上に係る人材育成などの取組を進めていく必要がある。</p>																																																						
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	<p>本市においては、行財政改革プログラムの中で市民サービスの向上に向けた民間部門の活用が求められていることから、公の施設への指定管理制度の導入を積極的に実施してきた。</p> <p>第1グループが担った運営業務についてはサービスの質と量の提供が概ね維持されており、市民に対して安定したサービス提供が図られていること、また、これまでの実績において、法及び制度趣旨、財産管理等において問題がないことを勘案すると、指定管理制度を引き続き活用することが妥当であるとする。</p>																																																						

#### 4. 今後の事業運営方針について

当該施設は、平成18年度から指定管理者制度を活用して施設の管理運営にあたることとなり、現行指定管理期間で第4期目となる。これまで、利用者ニーズの把握や経費縮減に取り組むなど、適正・適切な運営を通じて、市民サービスの向上を図ることができた。

今後、いこいの家は、地域の高齢者のふれあいや生きがいづくりの場としての機能に加え、地域包括ケアシステムの構築の中で、より一層地域に根ざした施設として地域交流の推進や介護予防に資する取組を担っていく施設であり、指定管理者の創意工夫により、更なるサービスの向上が期待されるため、グルーピングを継続しながら、指定管理期間を5年間とし、指定管理者制度による管理運営が望ましいと考える。

また、「大師地区複合施設・田島地区複合施設整備・運営基本計画」に基づく、再編・複合化により、大師については令和9年度後半、田島については令和10年度前半から新たな複合施設での運営が予定されているため、「大師いこいの家」、「田島いこいの家」の指定管理期間は、新たな複合施設での運営が開始されるまでの期間とする。